

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により被災された被保険者の皆様へ

医療機関等の窓口における一部負担金等の猶予、免除及び被保険者証の提示に係る取扱いが令和 2 年 4 月 1 日から次のとおり変更されますのでご注意ください。

1 被災された方は、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を受けてください

当該災害により被災した方が、下表に該当する旨を医療機関等の窓口で申立てをすることにより一部負担金等^{※1}の支払を猶予のうえ、免除することといたしますが、この取扱いは令和 2 年 3 月 31 日までとなります。

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間は、本組合が発行する「国民健康保険一部負担金等免除証明書」を被保険者証と併せて医療機関等の窓口で提示した場合に限り、一部負担金等を免除することとなります。

そのため、**下表に記載する免除要件に該当する組合員の方**は、「国民健康保険一部負担金等免除申請書（令和元年台風第 15 号又は第 19 号等）」により申請していただき、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を受けてください。

また、下表に該当する方が、免除証明書の交付を受けるまでの間などの場合であって、医療機関等で一部負担金等を支払われた場合は、「国民健康保険一部負担金等還付申請書（令和元年台風第 15 号又は第 19 号等）」を提出いただくことにより、本組合から当該一部負担金等を還付いたします。

一部負担金等の免除要件

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により災害救助法が適用された日において、当該市町村（被災区域）に住所を有していた方であって、次のいずれかに該当する場合

- ア 当該災害による被害を受けたことにより、住家の全半壊（全半焼）、床上浸水又はこれに準ずる被災^{※2}をした場合
- イ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者^{※3}が死亡又は重篤な傷病を負った場合^{※4}
- ウ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明である場合
- エ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- オ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

※1 一部負担金のほか、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額が免除対象です。

（入院時食事（生活）療養費の標準負担額（自己負担額）、柔道整復療養費の自己負担相当額等は除きます。）

※2 「これに準ずる被災」とは、長期避難世帯の方等となりますが、詳しくは給付事務センターにお問い合わせください。

※3 本組合ではほとんどの方の場合、「主たる生計維持者＝組合員」となりますが、組合員以外の方が主たる生計維持者であって上記に該当する場合は免除対象となりますので、詳しくは給付事務センターにお問い合わせください。

※4 「重篤な傷病を負った場合」とは、診断書等により 1 か月以上の治療を要するものと認められる場合です。

2 保険診療を受けるためには、災害発生前と同様に被保険者証を提示してください

令和 2 年 3 月 31 日までは、災害発生に伴う被保険者証の紛失により、医療機関等の窓口で証を提示できなくても保険診療とする扱いとされていましたが、令和 2 年 4 月 1 日からは、保険診療として受診するためには、原則として災害発生前と同様に被保険者証の提示^{※5}が必要となります。

そのため、被保険者証を紛失された場合は、事業主を通じて「国民健康保険被保険者証再交付申請書」を提出いただき、改めて被保険者証の交付を受けてください。

※5 70 歳以上の方は、被保険者証とともに、高齢受給者証の提示が必要となります。

申請書の送付、お問い合わせは給付事務センターまで、お願いいたします。

〒102-8532 東京都千代田区麹町 3 丁目 2 番地（麹町共同ビル内） TEL 03(5210)4384